

議案第 1 号

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市総合保健センターの一部である健康増進ルームを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「総合保健センターのうち健康増進ルーム、」を削り、「健康増進ルーム等」を「地域福祉センター等」に改め、「健康増進ルーム及び」を削り、同条第２項中「健康増進ルーム等」を「地域福祉センター等」に改める。

第１４条の表総合保健センターの項開所時間の欄中「（健康増進ルームにあつては、午前９時から午後７時まで。ただし、日曜日及び土曜日は午後６時までとする。）」を削り、同項休所日の欄第１号中「（健康増進ルームにあつては、木曜日）」を削り、同欄第２号中「（健康増進ルームを除く。）」を削る。

第１５条及び第１６条を削り、第１７条を第１５条とし、第１８条から第２０条までを２条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

○白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）新旧対照表

– 3 –

―― ―― ―― (原状回復) <u>第15条</u> (略) (損害賠償) <u>第16条</u> (略) (秘密保持義務) <u>第17条</u> (略) (委任) <u>第18条</u> (略) (略)	<u>2</u> 市長は、前条の規定にかかわらず、65歳以上の者が健康増進 ルームを利用するときは、使用料の2分の1の額を減額すること ができる。 (原状回復) <u>第17条</u> (略) (損害賠償) <u>第18条</u> (略) (秘密保持義務) <u>第19条</u> (略) (委任) <u>第20条</u> (略) (略)
--	---